



金 沢 市 公 報

号外第19号の2

平成23年(2011年)7月4日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	
規 則		政治倫理の確立のための金沢市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (総務課) 2
金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例施行規則 (歴史建造物整備課) 1		職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 (職員課) 2

規 則

金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例施行規則をここに公布する。
平成23年7月4日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第44号

金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例(平成23年条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(避難上有効な屋外への出口の設置に関する要件)

第3条 条例第3条の表に規定する規則で定める避難上有効な屋外への出口の設置に関する要件は、次のとおりとする。

- (1) 避難上有効な箇所に2以上設けること。
- (2) 避難通路に面すること。
- (3) 戸は内開きとしないこと。

(伝統的建造物以外の建築物等の壁面の位置)

第4条 条例第3条の表に規定する規則で定める壁面の位置は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める位置とする。

- (1) 当該伝統的建造物以外の建築物等を含む街区の辺に伝統的建造物がある場合 当該伝統的建造物以外の建築物等の前面道路の中心線から1メートル後退した位置(当該位置が当該伝統的建造物以外の建築物等を含む街区の辺にある伝統的建造物の壁面の位置(当該伝統的建造物の壁面の前面道路の中心線に対して最短の位置にあるものに限る。以下同じ。))から道路の側を超える場合にあつては、当該伝統的建造物の壁面の位置)
- (2) 当該伝統的建造物以外の建築物等を含む街区の辺に伝統的建造物がない場合 当該伝統的建造物以外の建築物等の前面道路の中心線から1メートル後退した位置(当該前面道路の境界線(当該前面道路が建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項又は第3項の規定による指定に係る道路である場合にあつては、道の境界線をいう。以下同じ。))が当該伝統的建造物以外の建築物等の前面道路の中心線から1メートルを超えて後退した位置にある場合にあつては、当該前面道路の境界線の位置)

(伝統的建造物以外の建築物等の最高の高さ)

第5条 条例第3条の表に規定する規則で定める高さは、12メートルとする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

政治倫理の確立のための金沢市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月4日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第45号

政治倫理の確立のための金沢市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための金沢市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年規則第75号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「先物取引の事業・雑所得」を「先物取引の事業・譲渡・雑所得」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月4日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第46号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年規則第33号）の一部を次のように改正する。

第3条中「職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号。以下「条例」という。）」を「条例」に改め、同条を第3条の3とし、第2条の次に次の2条を加える。

（勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員）

第3条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号。以下「条例」という。）第2条第3号アウの規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。

（育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合）

第3条の2 条例第2条の2第3号イの規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第2条の2第3号イに規定する当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 常態として条例第2条の2第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合
 - ア 死亡した場合
 - イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合
 - ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合
 - エ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

第4条中「より」の次に「行い、条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き」を、「1月」の次に「(条例第2条の2第3号に掲げる場合にあつては、2週間)」を加える。

第17条を第17条の2とし、第16条の次に次の1条を加える。

（勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員）

第17条 条例第22条第2号イの規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

第18条中「、職員の服務等に関する条例施行規則」を「職員の服務等に関する条例施行規則」に改め、「(以下「育児時間に関する規定」という。）」を削り、「その時間は、育児時間に関する規定により」を「条例第23条第2項の規

則で定める時間は当該特別休暇を」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第23条第3項の規則で定める非常勤職員は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間を承認されている非常勤職員とし、同項の規則で定める時間は当該育児時間を承認されている時間とする。

様式第1号中「(第3条関係)」を「(第3条の3関係)」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第4条、第5条関係）

育児休業承認請求書

(任命権者)		請求年月日 年 月 日	
		請求者 所属 職 氏名 ㊟	
次のとおり		育児休業の承認 育児休業の期間の延長	
を請求します。			
1 請求に係る子	氏名		
	続柄		
	生年月日	年 月 日生	
2 請求の内容	育児休業の承認	育児休業期間の延長	
	再度の育児休業の承認	再度の育児休業期間の延長	
(再度の育児休業、再度の育児休業期間の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業が必要な事情を記入)			
3 請求期間		年 月 日から	年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間		年 月 日から	年 月 日まで
		年 月 日から	年 月 日まで
5 配偶者	氏名		
	育児休業の期間	年 月 日から	年 月 日まで
6 備考			

(注) この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類を添付すること。

「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、職員の育児休業等に関する条例第2条の2第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。

子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。

「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業又は1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合（職員の育児休業等に関する条例第2条の2第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）に記入すること。

「6 備考」欄には、(ア) 請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇（職員の服務等に関する条例施行規則第14条第1項第10号に掲げる場合における休暇をいう。）又は労働基準法第65条第2項の規定により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）においては、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ) 請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ) 請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入する。

該当する にはレ印を記入すること。

様式第5号中「(第17条関係)」を「(第17条の2関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成23年(2011年)7月4日 印刷
平成23年(2011年)7月4日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄